

福岡市長時間保育実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市が保護者の通勤時間や地域の保育需要等を考慮して、保育所の開所時間を延長することにより、朝・夕の保育の充実を図ることを目的とする。

（事業の名称）

第2条 本事業の名称は「長時間保育」と称する。

（長時間保育の時間）

第3条 長時間保育実施のための保育所の開所時間の延長は朝1時間30分、夕方1時間とする。したがって、一般保育所の場合の保育所開所時間は午前7時30分から午後6時までとする。

2 地域あるいは保護者等の事情により、保育所の開所時間を短縮する場合は事前に市に対し、協議を行うこと。

3 協議にあたっては、保護者と十分協議し、保護者の了解のもとに市に対し、協議を行うこと。

（職員の配置）

第4条 長時間保育の実施にあたっては、保育所の開所時間を職員の時差出勤により対応することとする。なお、朝・夕の登退所児童が特に多い保育所にあつては、児童数に対応した職員の配置ができる時差出勤を実施する等の方法により、保護者、児童、職員に混乱が生じることのないよう努めること。

（市の補助）

第5条 市は第3条及び、第4条の要件を満たす保育所に対し福岡市保育協会を通して、福岡市保育協会補助金交付基準で定める額を補助する。

2 前項の補助の名称は、長時間保育手当（以下「手当」という。）とする。

（補助の性格）

第6条 長時間保育は職員が実際に通常の勤務時間以外の時間に従事することに伴う手当としてではなく、職員の処遇改善費として支給される手当であること。したがって、通常の時間外手当としては執行できない。

（支給対象）

第7条 「手当」の支給対象職員は、福岡市保育協会補助金交付要綱第2条に定める常勤の保育士及び調理員とする。

（手当の額）

第8条 前条の職員に支給する手当の額等は、福岡市保育協会が示す基準に基づき、民間保育所の給与規程に定めるものとする。

2 福岡市保育協会は前項の基準について、市の承認を得るものとする。

（規定外の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金の交付に関しては、福岡市保育協会補助金交付要綱の定めるところによる。

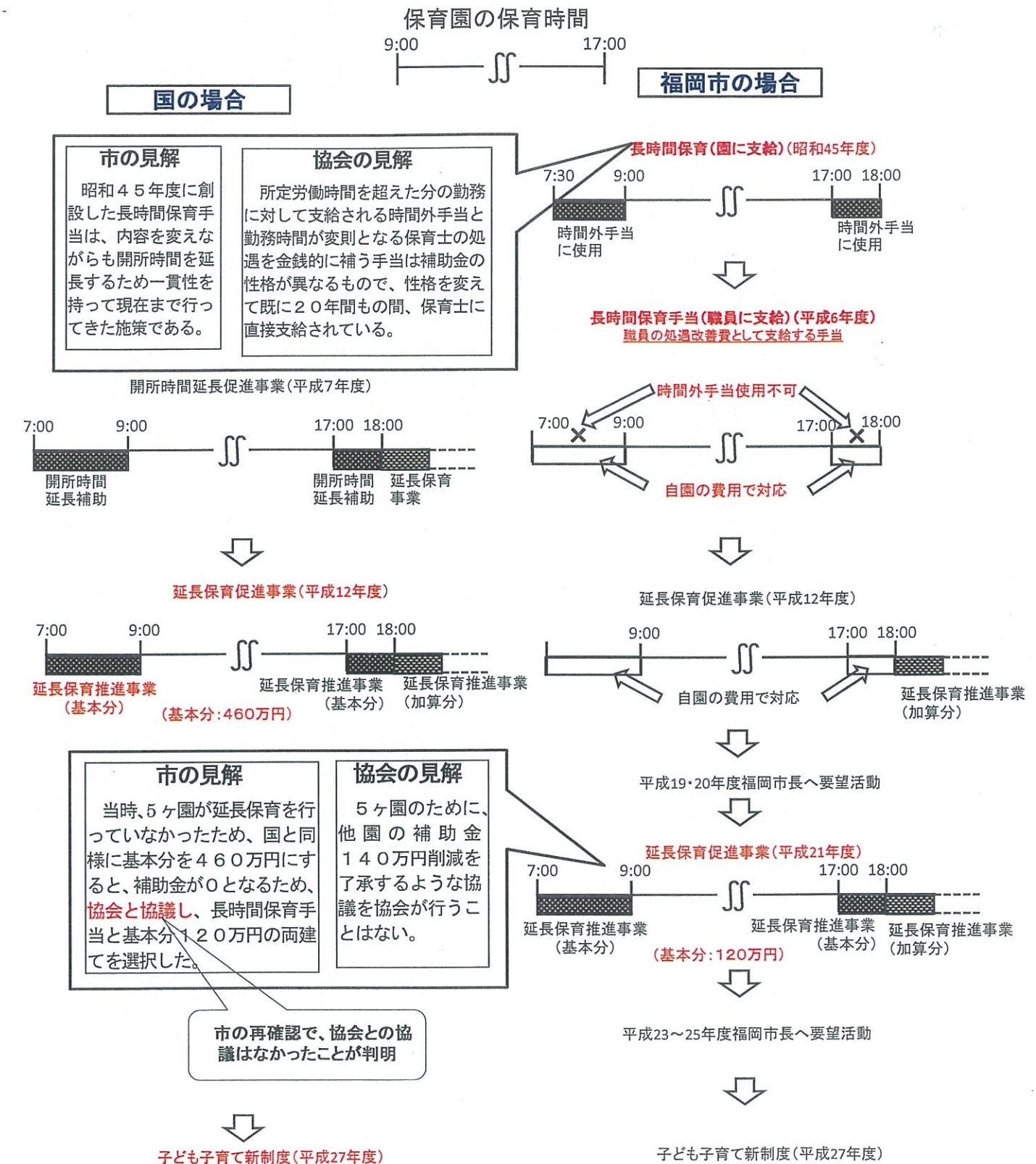
附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

長時間保育手当と延長保育



○延長保育推進事業(基本分)を廃止し、保育所運営費の中に常勤職員1人分を雇用する費用(460万円)を組み入れる。

○延長保育推進事業(基本分)を廃止し、保育所運営費の中に常勤職員1人分雇用する費用(460万円)を組み入れる。
○延長保育促進事業・基本分(120万円)を廃止する。
○長時間保育手当・被服手当・研修費を廃止する。

公定価格に関するFAQ (よくある質問)

このFAQは、仮単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。追加・修正箇所には、セルに網掛けをしてあります。

※ 平成 26 年人事院勧告の国家公務員の地域手当の見直しに伴う子ども・子育て支援新制度における地域区分 (別添 1) をお示ししています。

101	基本単価と必要な職員配置	<p>保育所や認定こども園 (保育認定 2 号・3 号) の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。 【修正】</p> <p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 27 年 3 月 31 日付内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士 (常勤) 等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。</p> <p>なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。</p> <p>また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がしていない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することにしています。</p> <p>また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。</p> <p>なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。</p>
-----	--------------	---

施設運営

(平成 27 年度改訂)

最低基準様式 1
平成 年 月 1 日現在

(保育所用)

施設名	
-----	--

区分	判定	必要数 (A)	現況数 (B)	うち正職
保育士	適・不適	人 (①)	人	人
調理員	常勤	人 (②)	人	人
	パート	人 (③)	人	

※原則として、監査直近月1日の時点で、最低基準上の必要保育士数のうち8割以上は、正規職員 (=雇用期間の定めのない職員) を、可能な限り配置できるように努めること。

【算出根拠】

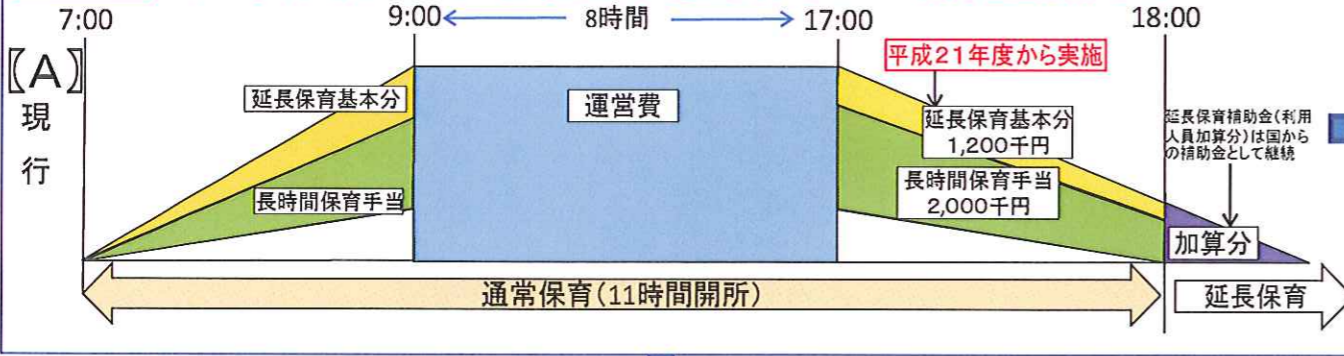
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳~	計	
入所児童数	人	人	人	人	人	人	
私的契約児数	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	
保育士数算定	0歳児	人 / 3 ≒	人	} 保育士数合計 人		} 必要保育士数合計 人 (①)	
	1, 2歳児	人 / 6 ≒	人				
	3歳児	人 / 20 ≒	人				
	3歳児配置改善加算を算定していない場合	人 / 15 ≒	人				
	3歳児配置改善加算を算定している場合		人				
	4歳以上児	人 / 30 ≒	人	} 加算保育士合計 人			
	主任保育士専任加算		人				
	家庭支援推進保育士		人				
	定員90人以下の小規模加算		人				
	保育標準時間認定子どもの受入加算		人				
調理員数算定	入所児童定員 人 →					常勤	人 (②)
						パート	人 (③)

※保育士数の端数処理について…年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て、合計の小数点第1位を四捨五入すること。

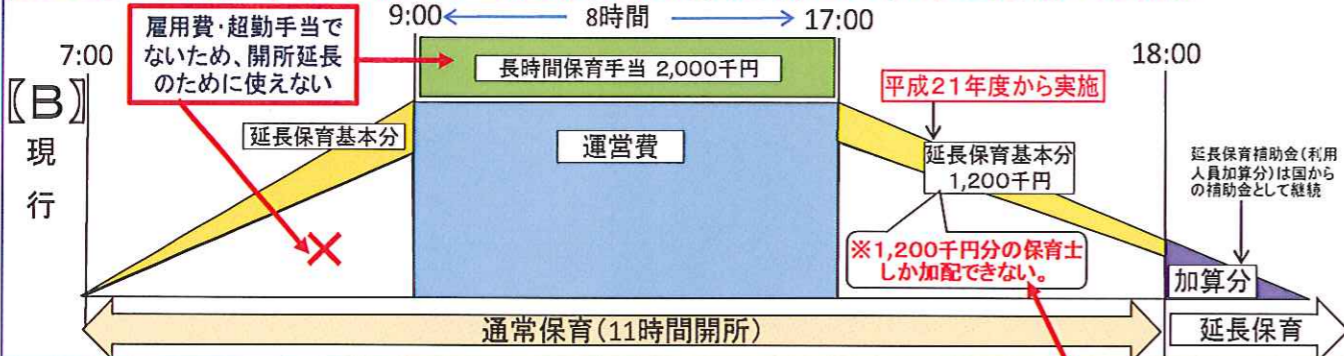
※調理員数について…定員40人以下の保育所においては、1人。定員150人以下においては、2人。定員151人以上においては、3人。

長時間保育手当の考え方

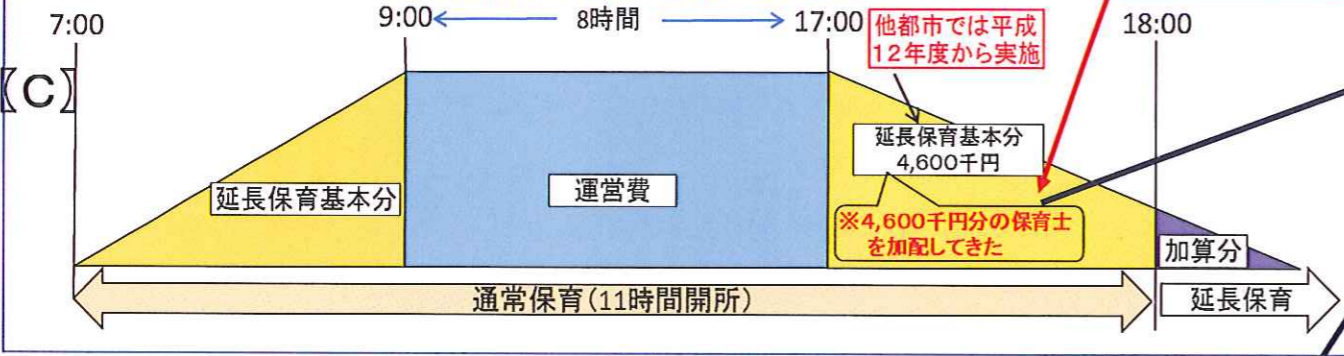
市の見解 ※長時間保育手当は、3時間開所時間を延長するための職員超過勤務手当



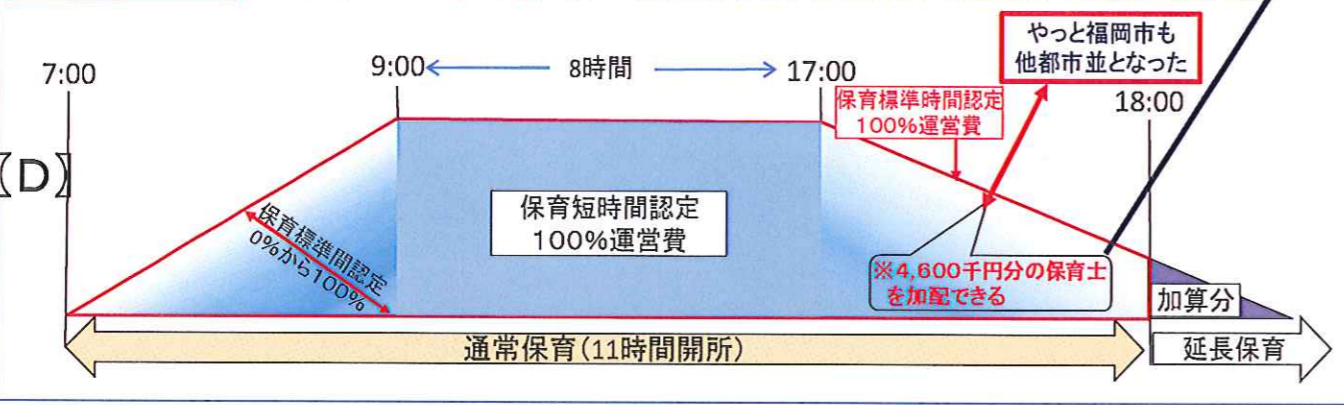
保育協会の見解 ※長時間保育手当は、職員の8時間勤務/日の中に処遇改善として加算



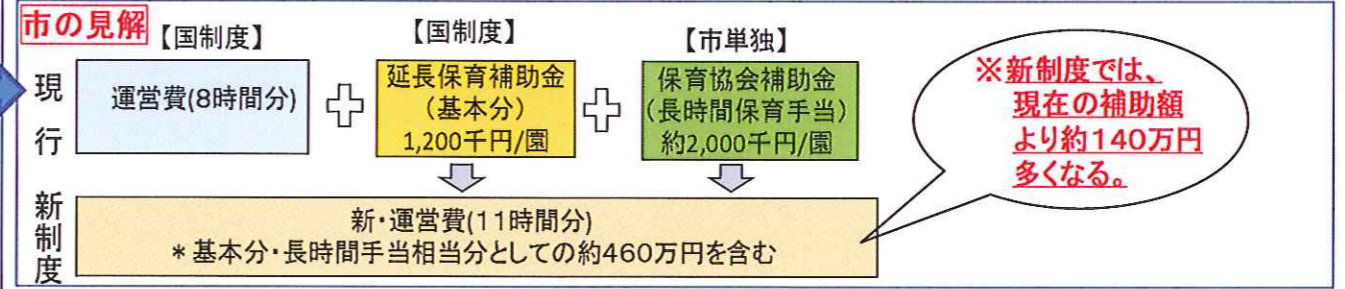
国の旧制度 ※延長保育を行っている福岡市を除くほとんどの市町村
長時間保育手当は福岡市独自の補助金



国の新制度 ※全国すべての市町村 国の制度変更と長時間保育手当削減は本来関連性がない



新制度と長時間保育手当



平成27年度 保育園職員名簿 福岡市

(平成27年4月1日現在)

施設名	〇〇保育園	定員	120人	
1 入所児童数及び保育士数				
(1) 4月1日現在の入所児童数に対する必要保育士数				
区分	入所児童数(人)		必要保育士数 算出数 (小数点第2位以下切捨て)	現員 保育士数 ※常勤換算すること
	保育の実施 児童数	私的 契約児童数		
0歳児	3		3 ÷ 3 = 1.0人	12人
1・2歳児	36		36 ÷ 6 = 6.0人	
3歳児(15:10)	20		20 ÷ 20 = 1.0人	
3歳児(15:10)			÷ 15 = .人	
4歳以上児	60		60 ÷ 30 = 2.0人	
加配の種類		加配人数		
加配保育士	主任専任化加算による加配	1人		16人
	保育標準時間認定園に対する加配	1人		
	定員90人以下の園に対する加配	人		
	家庭支援推進保育士	人		
備考				

※保育の質の確保等の観点から、原則として、4月1日の時点で、最低基準上の必要保育士数のうち8割以上は、正規職員(雇用期間の定めのない職員)を、可能な限り配置できるよう努めて下さい。

8割以上が正規職員
【27年度】
12人 × 8割以上 = 10人以上
正規職員(5年) 408万円/年

【26年度】
11人 × 8割以上 = 9人以上

27年度 - 26年度 = 1人

保育標準時間認定園に対する加配1人は、正規職員1人の増員が必要である。

他都市は既に常勤保育士1人を加配していたため、増員する必要はないが、福岡市は常勤保育士1人を加配しなければならない。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 H27.3.31

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第4 充足すべき職員数の算定方法について
公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところであるが、各加算等の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足すること。

別紙2(保育所(保育認定2・3号))

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

ii その他

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人

子どもと保育園職員の処遇を守る決起大会保護者代表あいさつ

保護者を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。私の子ども達二人は、今年の三月で合わせて12年間通った保育園を卒園致しました。園長先生をはじめ、保育園の先生方には本当に感謝しております。

私は市内で理容師をしています。主人・両親と共に働いており、保育園がなければ子育ては、不可能に近かったと思います。上の娘は生後十か月・下の息子は生後四ヶ月と一番下のクラスからの入園でした。あまりにも小さかったせいか、送迎の際に二人の子どもが泣くことはなかったです。それどころか、大好きな先生の姿が見えないと大泣きしていました。保育園で過ごす日々は、園児一人一人様々ですが、人が成長するうえで一番大切な時期だと私は思います。手づかみで食べる給食をスプーンで食べるようになり、その後 お箸もちゃんと使えるようになりました。哺乳瓶でしか飲めなかったのに、ストローで飲み、コップで飲めるようになりました。一番下のクラスの離乳食は、子ども達に合わせた給食も作っていただきました。子ども達が食べやすい大きさ、又 喜ぶ形にしてくれました。しかもすべて手作りで調理してくれたお給食の先生のお陰で、好き嫌いのない子に育ちました。二歳児クラスの時のお給食時間の話です。その日は保育参観の日でした。子ども達は席に座り先生が準備するお給食を待っていました。メニューは子ども達が大好きな〈親子うどん〉。お椀に手を伸ばせば大変なことになります。先生は子ども達に「手はお膝 手はお膝」と言いながらお椀によそってくれました。そのお陰で ちゃんと子ども達は待っているんです。このころの子ども達は、イヤイヤ絶頂期です。しかし先生の言葉一つで、こんなに幼い子ども達がお膝に手を置いて最後のお友達の分がよそわれるまで待っている姿を見てとても、感心しました。

先生の言葉は子ども達にとって魔法です。一番大変なトイレトレーニングも保育園でしっかり教えてもらいました。ご挨拶をすること、お返事をするのもすっかり身につけました。少しずつ成長するにつれ、子ども達の心にもいろいろな変化が出てきました。トラブルになればちゃんと両方から理由を聞き、謝る事、それを許す事。自分の気持ちを伝える事、思いやりを持つ心も教えてくれました。園庭で遊ぶときには子ども達と一緒に泥んこになって先生方も遊んでくれました。そんな先生方の子どもの対する愛情の深さを私たち保護者が一番感じるのが運動会やお遊戯会です。よちよち歩きでスタートしたかけっこ、ゴールには大好きな先生が両手いっぱい広げて待っていてくれます。笑顔で飛び込む子もいれば、泣きながらゴールする子もいます。先生はどの子もしっかりと抱きしめ褒めてくれました。お遊戯会では長いセリフの劇も、歌や大きな楽器もとても上手になりました。

私の子ども達が通っていた保育園では毎月お誕生会が開かれます。その月、お誕生日を迎えるお友達はステージに上がり園長先生から一人一人お祝いをして頂きます。そのお祝いには成長の証として素敵な笑顔の写真とお祝いのメッセージが書かれたお誕生カードを頂きます。豊庄保育園ではお誕生日の写真だけではなく、ほぼ毎日園長先生は、カメラを持って子ども達の写真を撮ってくれます。色々な行事の他、園庭で遊ぶ姿、子ども達に囲まれている先生の姿、その写真には笑ったり、泣いたり、怒ったり子どもも、先生も様々な表情をしています。そのファインダー越しに子ども達の心や、気持ちが園長先生には分かるそうです。

朝の会や、お誕生会での園長先生がらのお話。季節のお花や行事の由来など、親が知らないことも子ども達は教わることができました。また、子ども達だけではなく、私たち保護者も親として教えて頂きました。仕事で疲れているのに、子どもが泣き止まない日々。家での食事を

食べてくれない日、仕事と育児の両立がうまくいかず、ストレス胸が張り裂けそうな日もありました。そんな時、毎日の連絡帳や送迎の際に「お母さん、今日はこんなことが出来ましたよ」「あんなことも出来るようになりましたよ」と、嬉しい報告をしてくれた先生方、娘が3歳になる頃でした。チック症と言う症状が出ていました。教えてくれたのは園長先生でした。私はチック症と言う病名すら知りませんでした。仕事ばかりで、子どもの変化にも気づかず…とてもショックでした。チック症とは幼少期の子どもの小さなストレスから起こるとも言われています。

でも先生は決して私を責めませんでした。そしてアドバイスをしてくれました。「お母さん、寝る前の五分でもいいよ。絵本を読んであげて。その時間、子ども達は私たちの方を向いてくれてるってのが、きっと伝わるよ」と教えてくれました。ほんの少しの時間でしたが、毎日欠かさず続けました。その成果もあり、少しずつ症状も改善していきました。息子の時にも発語が遅く、とても心配しました。三歳児検診の時でした。保健所から一度耳の検査をした方が良くと言われ、療育センターやこども病院で色々なテストや検査を受けました。息子本人よりも私の方が不安でしたが、先生方は息子の目線で会話をし、言葉が出るまで待っていてくれました。私にも、「お母さん、ゆっくり聞いてあげよう。間違っても言い直してあげれば大丈夫」と励ましてくれました。どんな小さなことでも見つけ、子どもの変化に気づき教えてくれた先生方の言葉一つ一つが私たち保護者の支えとなり、喜びとなりました。

先生方が子ども達に優しく、時には厳しくご指導して頂いたお陰で、私たち保護者は安心して保育園に預けることが出来ました。私の娘は四年生になります。保育園を卒園して三年が経ちます。新しいお友達もたくさん増えました。でも、保育園からのお友達ともとても仲良しです。娘の卒園児クラスでは、年に一度先生方と一緒にクラス会をします。小学校が違ってても会うと保育園時代に戻り、大騒ぎ。息子は今年の三月に卒園しました。卒園式を終えた夜のことです。突然泣き出した息子は「もう、保育園に行けない。先生に会えない」と言って泣き続けました。生後四ヶ月から通った保育園は、息子にとって日課のようなものだったのでしょうか。一年生になると新しいお友達も来て、楽しいこともあるよ。と言って聞かせました。少し不安と緊張で迎えた入学式。来賓でお越し頂いた園長先生の姿が見えると少しホッとしたようでした。その後、ランドセル姿を見せに卒園児全員で保育園に行くと、沢山の先生が迎えてくれました。さっきまでの緊張の顔から一転、大好きな先生に飛びついたり抱きついたり大騒ぎ。先生の存在の大きさは子ども達の姿を見れば分かります。

保育園の道のりを通らなくなってもうすぐ二カ月が過ぎようとしています。そんなある日、久しぶりに園長先生からお電話を頂きました。電話の内容は福岡市保育協会補助金の大幅削除のお話でした。内容を詳しく聞いたところ大変驚きました。子育てはもちろん親の役目です。しかしながら保育園に預ける保護者は働きながら子育てをしなければなりません。保育士の先生方はいつも子どもに寄り添って子どもの育ちを見守ってくれています。先生たちが働きやすい職場であることは子どもにもプラスになることです。それは少子化と言われる今の時代、未来の子ども達を育てることになると思います。

福岡市保育協会補助金削減案の撤回を求める陳情署名

平成27年 7月10日

福岡市保育協会補助金削減案の撤回を求める陳情書

福岡市長

高島 宗一郎 様

待機児童解消と保育の質の維持・向上のためには、保育園職員の人材確保が必要不可欠です。人材確保に向けた福岡市保育協会補助金を維持・拡充させてください。

陳情者 住所 〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3-39

福岡市市民福祉プラザ6階

氏名 一般社団法人 福岡市保育協会

理事長 古賀 貞雄



他 133,791名

(陳情署名の主旨)

永年にわたり福岡市と福岡市保育協会は、『待機児童解消』と『保育の質の維持・向上』のために協力関係を深めてまいりました。

さて、2015年4月から、保育の量的拡大・確保、幼児教育・保育の質的改善を目指す『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。

新制度移行後においても福岡市は、これまでと同様に、児童福祉法第24条1項で保育を実施しなければならないという義務をおっています。福岡市から保育実施の委託を受けた認可保育園として、待機児童解消及びその実現のために必要不可欠な保育園職員の人材確保に向け、鋭意努力を進めていかなければならないと考えています。

ところがそんななか、2015年1月に福岡市より、新制度において保育園に対する給付(委託費)の仕組みが変更されることを理由に、福岡市保育協会補助金の大幅削減(5億円)の提案が突然示されました。削減案の具体的内容は、

- 1、毎月保育園職員一人ひとりに処遇改善のために支給されている『長時間保育手当』の全額廃止
- 2、『研修手当』及び『被服手当』の全額見直し

これらの職員処遇改善を目的とする手当が削減されることになれば、大幅な職員処遇の低下となります。言うまでもなく、職員処遇は、『保育の質』と直結するものであり、両者は車の両輪ともいえる関係にあります。

特にここ数年来、待機児童解消に向けた保育施設数の増加に伴い、保育士を中心とする人材確保の困難さが社会問題化しています。保育の質を堅持しつつ、待機児童解消を進めていくためには、大幅な職員処遇の改善が必要であることは周知の事実です。

このような状況下において、職員処遇を低下させる削減案は、『子ども・子育て支援新制度』を推進する国の保育政策や、社会の動向に大きく逆行するものであり、保育現場の責任を担う者として断固容認することはできません。

一般社団法人福岡市保育協会加盟保育園の総意として、待機児童解消及び、保育の質の維持・向上のために必要不可欠である保育園職員の人材確保を目的とした補助制度の維持・拡充を陳情する署名を提出いたします。

《署名実施主体及び連絡先》

〒810-0062
福岡市中央区荒戸3丁目3番39号
福岡市市民福祉プラザ6階
一般社団法人 福岡市保育協会
TEL 092-713-0541

就職案内

福岡市私立認可保育園

採用までのながれ

Step1

情報収集

- ♪ 学校(就職課・学生課)を通して
- ♪ 保育実習を通して
- ♪ 保育園に直接問い合わせ
- ♪ 保育協会ホームページ、ハローワークを通して

※各保育園のホームページにリンクしています。

協会のホームページは各園の保育方針や地図など、様々な情報が検索できます。

<http://www.hoiku.or.jp>



求人情報もあります!

♪ 福岡市保育士・保育所支援センター(無料職業紹介所)

※開設場所:福岡市役所13階(こども未来局保育所指導課内)

※詳しい内容は福岡市ホームページ
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市保育士・保育所支援センター 検索

Step2

応募

学校または希望園に必要な書類を提出する

- ♪ 履歴書・健康診断書
- ♪ 保育士資格取得見込証明書・成績証明書
- ♪ 卒業見込証明書など

給与

(平成26年4月現在・正規職員) 国家公務員の給与に準じています。

短大卒の場合

183,697円(毎月保証される金額)
基本給144,500円 + (*諸手当合計39,197円)

★諸手当内訳 ※保育士(金額は短大卒の場合)

- ・ 処遇改善手当(保育士)(8,670円)
- ・ 特殊業務手当(保育士)(6,126円)
- ・ 調整手当(9,557円)・勤続手当(1,000円)
- ・ 長時間保育手当(8,544円)
- ・ 初任給調整手当(5,300円)

♪ その他にも下記のような手当もあります。

- ・ 扶養手当・時間外勤務手当・通勤手当
- ・ 住居手当・研修手当・被服手当
- ・ 期末勤勉手当(夏期・冬期)

詳しくは、各園にお問い合わせください。

大卒の場合

196,627円(毎月保証される金額)
基本給155,700円 + (諸手当合計40,927円)

Step3

採用試験

面接・実技等...

採用試験の内容は、各保育園によってそれぞれ異なります。基本的には、学校で学んでいることをしっかり身につけることが大切です。

採用試験の一例

- ♪ 筆記試験……保育・調理に関する内容・作文など
- ♪ 実技試験……ピアノ実技・絵画制作・体を動かす(軽い運動など)
- ♪ 面接……自己PRや応募の動機など

Step4

内定

- ♪ 保育士以外に栄養士・調理員・事務員等の職種もあります。
- ♪ 正規職員の他に期間を定めて雇用する臨時職員も募集しています。
- ♪ 4月からは、即、職場で働くこととなります。保育実習などを通して、子ども達とふれあい、技術の向上を目指しましょう。



休日

- ♪ 日曜日・祝日・その他指定休日(年間39日)
- ♪ 年末年始の休日
- ♪ 合計110日

勤務条件

勤務時間

週40時間(早出・遅出もあります)

休暇及び休業の種類

- ♪ 年次休暇
- ♪ 病気休暇
- ♪ 産前産後の休暇
- ♪ 特別休暇(本人の結婚・忌引き等)
- ♪ 育児休業・介護休業

保険及び福利厚生

- ♪ 社会保険(健康保険・厚生年金保険・介護保険)
- ♪ 労働保険(労災保険・雇用保険)
- ♪ 退職金制度(独立行政法人福祉医療機構)
- ♪ 福利厚生制度

4. 保育関係の質の改善事項等について（関連資料10参照）

平成27年度予算案においては、消費税の増収分のうち約5,100億円程度を子ども・子育て支援の充実に活用することを予定している。このうち、保育関係では、受入児童数の拡大のための「量的拡充」を進めるとともに、この量的拡充の実現に密接に関連する「質の改善」を図ることとしている。

具体的には、先般、子ども・子育て会議にお示しした施設型給付等の公定価格において、

- ・ 3歳児の職員配置の改善（20：1→15：1）、
- ・ 保育士等の職員給与の改善、
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、
- ・ 小規模保育等の職員加配

等の改善を図ることとしている。

また、地域子ども・子育て支援事業の関係では、病児保育事業の補助単価の改善を行うほか、保育短時間認定子どもに対する延長保育事業を新たに設けるなどの対応を行っている。

これらの質の改善に消費税財源が充てられるということは、これを確実に達成していくことを意味するものである。

このうち、保育士等の職員給与の改善は、保育士確保が難しい状況にある中、保育士の給与が他産業と比較し低い水準であることも踏まえて、改善を図るものである。

そのため、公定価格に新たに設けた処遇改善等加算の要件として、保育所は平成24年度対比（国家公務員給与改定に対応した改善（保育士＋2％）を反映）で3％改善されていることとし、都道府県において実績の確認も行うなど、確実に保育士等の処遇の改善に結びつくことを求めている。

これまで、自治体で取り組んでこられた地方単独施策についても、こうした公定価格設定の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組んでいただくようお願いする。

全国厚生労働関係部局長会議
（厚生分科会）
詳細版資料

平成27年2月24日（火）
雇用均等・児童家庭局

平成27年7月23日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）

有村 治子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望

子ども・子育て支援新制度の施行から3か月が経過しました。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、それぞれの保育現場は鋭意取り組みの推進をはかっているところです。

先般、平成27年6月4日付の要望では、以下の重点要望を行いました。

- 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保を求めます
- 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます
- 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上で、上記の所要財源の確保や抜本的処遇改善の実現は、当然に欠かすことのできない内容であります。これらに加えて、新制度施行後に明らかになってきた現場の課題については早期に対応が求められるものがあり、年度の途中ではありますが、随時是正がはかれるよう特段のご配慮をお願いしたく、以下のとおり要望いたします。

1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。

2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができ給付が必要です。

3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。

4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。

- 新制度で給付化された部分と重複する自治体単独補助分について、そのことのみをもって削減されることがないよう、国からの一層の助言が必要です。